



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則	
*20 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	..... 1
*21 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	..... 3
*22 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	..... 4
*23 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	..... 5
○ 教育委員会規則	
*23 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	..... 6
○ 告示	
695 随意契約の相手方の決定	(広報課)..... 7
696 〃	( 〃 )..... 8
697 包括外部監査契約の締結	(財政課)..... 8
698 特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 9
699 〃	( 〃 )..... 10
700 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( 〃 )..... 10
701 指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 11
702 保安林の指定	(森林整備課)..... 11
703 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 )..... 11
704 公共測量の実施	(技術調査課)..... 12
705 〃	( 〃 )..... 12
706 〃	( 〃 )..... 12
707 〃	( 〃 )..... 12
708 〃	( 〃 )..... 12
709 公共測量の終了	( 〃 )..... 13
710 〃	( 〃 )..... 13
711 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 13
712 一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会)..... 13

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第20号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月15日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下この号並びに次条第2項第1号及び第2号において「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号。次条第2項第2号において「外国機関等派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。次条第2項第2号において「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。次条第2項第2号において「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号。次条第2項第2号において「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年和歌山県条例第51号。次条第2項第2号において「配偶者同行休業条例」という。)第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第12条の4第2項において「派遣等となった場合」という。)

(4) 略

2～4 略

(支給単位期間)

第12条の3 略

第12条の4 略

2 月の中途において派遣等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 略

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(3) 月の中途において休職にされ、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号。以下「外国機関等派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 略

2～4 略

(支給単位期間)

第12条の3 略

第12条の4 略

2 月の中途において休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(支給単位期間に係る経過措置)

2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の職員の通勤手当に関する規則第12条の2第1項第3号に

掲げる事由に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第21号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月15日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第12条の2 条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下この号並びに次条第2項第1号及び第2号において「法」という。)</u>第28条第2項の規定により休職にされ、<u>法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号。次条第2項第2号において「外国機関等派遣条例」という。)</u>第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。次条第2項第2号において「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。次条第2項第2号において「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号。次条第2項第2号において「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年和歌山県条例第51号。次条第2項第2号において「配偶者同行休業条例」という。)第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第12条の4第2項において「派遣等となった場合」という。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>第12条の4 略</p> <p>2 月の中途において派遣等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第12条の2 条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において休職にされ、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号。以下「外国機関等派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>第12条の4 略</p> <p>2 月の中途において休職にされ、<u>法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己</u></p>

<p>3 略</p>	<p>啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 略</p>
------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（支給単位期間に係る経過措置）
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の教育職員の通勤手当に関する規則第12条の2第1項第3号に掲げる事由に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第22号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月15日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（返納の事由及び額等） 第12条の2 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される警察官について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)・(2) 略 (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号及び次条第2項第1号において「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号。次条第2項第2号において「外国機関等派遣条例」という。）第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。次条第2項第2号において「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次条第2項第2号において「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号。次条第2項第2号において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。次条第2項第2号において「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業を</p>	<p>（返納の事由及び額等） 第12条の2 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される警察官について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 (1)・(2) 略 (3) 月の中途において休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号。以下「外国機関等派遣条例」という。）第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p>

し、又は法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第12条の4第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) 略  
2～4 略

(支給単位期間)

第12条の3 略

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の2の規定による退職その他の離職をすること。

(2)～(5) 略

第12条の4 略

2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 略

(4) 略  
2～4 略

(支給単位期間)

第12条の3 略

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2の規定による退職その他の離職をすること。

(2)～(5) 略

第12条の4 略

2 月の中途において休職にされ、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(支給単位期間に係る経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の警察官の通勤手当に関する規則第12条の2第1項第3号に掲げる事由に該当した警察官の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第23号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月15日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
略		略	
人事委員会事務局	事務局長 課長 副課長 主幹 課長補佐 主任 主査 副主査及び主事 (給与、勤務時間その他 の勤務条件に関する事務 を行う者に限る。)	人事委員会事務局	事務局長 課長 副課長 主幹 課長補佐 主任 主査
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第23号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月15日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第12条の2 条例第17条の3 第6項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号並びに次条第2項第1号及び第2号において「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号。次条第2項第2号において「外国機関等派遣条例」という。）第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。次条第2項第2号において「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次条第2項第2号において「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号。次条第2項第2号において「</p>	<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第12条の2 条例第17条の3 第6項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において休職にされ、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号。以下「外国機関等派遣条例」という。）第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条</p>

自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業をし、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年和歌山県条例第51号。次条第2項第2号において「配偶者同行休業条例」という。)第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第12条の4第2項において「派遣等となった場合」という。)

(4) 略

2~4 略

(支給単位期間)

第12条の3 略

第12条の4 略

2 月の中途において派遣等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 略

例」という。)第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 略

2~4 略

(支給単位期間)

第12条の3 略

第12条の4 略

2 月の中途において休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(支給単位期間に係る経過措置)

2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則第12条の2第1項第3号に掲げる事由に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第695号

令和2年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和2年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ和歌山

和歌山市栄谷151番地

5 随意契約に係る契約金額

172,413,000円（うち消費税及び地方消費税の額15,673,909円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

---

**和歌山県告示第696号**

令和2年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和2年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県広報課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社和歌山放送

和歌山市湊本町三丁目3番地

5 随意契約に係る契約金額

33,241,324円（うち消費税及び地方消費税の額3,021,938円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

---

**和歌山県告示第697号**

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和2年4月1日



2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	3,795,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、5,005,000円（消費税及び地方消費税を含む。）をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは89,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士試験合格者等であるときは55,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に関係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 関係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

3 包括外部監査人の氏名及び住所

額額和雅

兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目9番18-202号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。

和歌山県告示第698号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年6月1日まで縦覧に供する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年5月1日

2 名称

特定非営利活動法人チョイお手伝い

3 代表者の氏名

中谷道雄

- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市吉礼518-1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域に在住する高齢者や子ども達の福祉増進に関する事業を行い住んでる人同士のふれあい、助け合い等のコミュニティー向上に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第699号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年6月1日まで縦覧に供する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

令和2年5月1日

- 2 名称

特定非営利活動法人わかやま相談支援専門員協会

- 3 代表者の氏名

花村篤司

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台9-38

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者など支援を必要とする人に対して、相談支援事業や相談体制整備などの地域生活支援に関する事業を行い、あわせて「人づくり」や「街づくり」の活動を行うことにより、ゆたかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第700号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年5月28日まで縦覧に供する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

令和2年4月28日

- 2 名称

特定非営利活動法人和歌の浦万葉薪能の会

- 3 代表者の氏名

松本敬子

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市新和歌浦2番2号

- 5 定款に記載された目的

本会は、市民に対し「薪能」の上演を中心に、芸能・文化の普及及び振興をはかると共に、社会教育の推進や環境の保全、健全なまちづくりや地域おこし等公益の増進に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第701号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051000 226	放課後等デイサービスゆうゆう いるか	橋本市原田84-5	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人めぐみ福祉会	伊都郡九度山町九度山字宮ノ浦527番1	令和 2.5.1

## 和歌山県告示第702号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字下山田1373から1378まで、1379の1、1379の2、1380の1、1380の2、1381の1、1381の2、1382の1、1382の2、1383の1、1383の2、字高畑1384の1、1384の2、1385の1、1385の2、1386の1、1386の2、1387、1388の1、1388の2
- 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第703号

令和2年和歌山県告示第530号（以下「告示第530号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方
  - 山ノ井智基
  - 槇爪梅太郎
  - 東雲匡子
  - 林義弘
  - 中尾長次郎
  - 小林清治郎

林宗一

林昭一

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第530号のとおり

---

**和歌山県告示第704号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき新宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和2年4月27日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市

---

**和歌山県告示第705号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき田辺市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和2年4月27日から令和3年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町

---

**和歌山県告示第706号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国道交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年5月11日から同年7月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町

---

**和歌山県告示第707号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年5月11日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町八尺鏡野地先から同郡串本町鬮野川地先まで

---

**和歌山県告示第708号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省国

土地院院長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

#### 和歌山県告示第709号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき有田市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間 令和2年1月15日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市地内

#### 和歌山県告示第710号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間 令和2年2月12日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

#### 和歌山県告示第711号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3515	伊都郡かつらぎ町大字笠田東字久保田60番4の一部、62番1の一部	岩出市新田広芝24番地 森田敏夫	令和 2. 4. 28	6.00	59.58

#### 和歌山県告示第712号

令和2年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県立図書館資料課

和歌山市西高松一丁目7番38号

- 3 落札者を決定した日

令和2年3月24日

- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社ヒロカンパニー

和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地

- 5 落札金額（各1冊当たり納入価格）

資料本体価格の99.9パーセント

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特定政令第6条の公告を行った日

令和2年2月4日